

由布市告示第12号

平成28年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成28年2月18日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成28年2月25日
 - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

太田洋一郎君	野上 安一君
加藤 幸雄君	工藤 俊次君
鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
小林華弥子君	佐藤 郁夫君
淵野けさ子君	太田 正美君
佐藤 人已君	田中真理子君
利光 直人君	工藤 安雄君
生野 征平君	新井 一徳君
溝口 泰章君	

○応招しなかった議員

なし

平成28年 第1回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成28年2月25日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成28年2月25日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 報告第3号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正」
- 日程第12 議案第1号 業務用パソコンの取得について
- 日程第13 議案第2号 庄内庁舎備品の取得について
- 日程第14 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第15 議案第4号 由布市過疎地域自立促進計画について
- 日程第16 議案第5号 由布市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第17 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第18 議案第7号 由布市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第8号 由布市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第9号 由布市由布川地域交流センター条例の制定について
- 日程第21 議案第10号 由布市老人福祉施設条例の廃止について
- 日程第22 議案第11号 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第23 議案第12号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 日程第24 議案第13号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第14号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第15号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第16号 由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第17号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第29 議案第18号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第30 議案第19号 由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第20号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第32 議案第21号 中依地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第22号 佐土原地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第23号 山崎地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第24号 平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第25号 鮎川地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第26号 上津々良地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第27号 小平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第28号 水地地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第29号 中島地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第30号 槐木地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第31号 東石松地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第32号 石光地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第33号 西石松地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第34号 塚原地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第35号 並柳地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第36号 若杉地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第37号 荒木地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第38号 畑地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第39号 内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第40号 由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第41号 由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第42号 由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第43号 由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定について

- 日程第55 議案第44号 由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第56 議案第45号 市道路線（中学校北3号線）の認定について
- 日程第57 議案第46号 市道路線（荒木代線）の認定について
- 日程第58 議案第47号 市道路線（前無田線）の認定について
- 日程第59 議案第48号 市道路線（宮尻線）の認定について
- 日程第60 議案第49号 市道路線（小野屋瀬口線）の認定について
- 日程第61 議案第50号 市道路線（小野屋畑田線）の認定について
- 日程第62 議案第51号 市道路線（天神山猪野中尾線）の廃止について
- 日程第63 議案第52号 連携協約の協議について
- 日程第64 議案第53号 由布市と日田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議
について
- 日程第65 議案第54号 平成27年度由布市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第66 議案第55号 平成27年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第67 議案第56号 平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第68 議案第57号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第69 議案第58号 平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第70 議案第59号 平成27年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第71 議案第60号 平成28年度由布市一般会計予算
- 日程第72 議案第61号 平成28年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第73 議案第62号 平成28年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第74 議案第63号 平成28年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第75 議案第64号 平成28年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第76 議案第65号 平成28年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第77 議案第66号 平成28年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第78 議案第67号 平成28年度由布市水道事業会計予算
- 日程第79 予算特別委員会の設置及び付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針

- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第2号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 報告第3号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正」
- 日程第12 議案第1号 業務用パソコンの取得について
- 日程第13 議案第2号 庄内庁舎備品の取得について
- 日程第14 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第15 議案第4号 由布市過疎地域自立促進計画について
- 日程第16 議案第5号 由布市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第17 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第18 議案第7号 由布市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第8号 由布市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第9号 由布市由布川地域交流センター条例の制定について
- 日程第21 議案第10号 由布市老人福祉施設条例の廃止について
- 日程第22 議案第11号 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第23 議案第12号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第13号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第14号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第15号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第16号 由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第17号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第29 議案第18号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第30 議案第19号 由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第31 議案第20号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第32 議案第21号 中依地区集会所の指定管理者の指定について

- 日程第33 議案第22号 佐土原地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第23号 山崎地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第24号 平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第25号 鮎川地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第26号 上津々良地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第27号 小平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第28号 水地地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第29号 中島地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第30号 槐木地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第31号 東石松地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第32号 石光地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第33号 西石松地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第34号 塚原地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第35号 並柳地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第36号 若杉地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第37号 荒木地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第38号 畑地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第39号 内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第40号 由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第41号 由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第42号 由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第43号 由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第44号 由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第56 議案第45号 市道路線（中学校北3号線）の認定について
- 日程第57 議案第46号 市道路線（荒木代線）の認定について
- 日程第58 議案第47号 市道路線（前無田線）の認定について
- 日程第59 議案第48号 市道路線（宮尻線）の認定について
- 日程第60 議案第49号 市道路線（小野屋瀬口線）の認定について
- 日程第61 議案第50号 市道路線（小野屋畑田線）の認定について
- 日程第62 議案第51号 市道路線（天神山猪野中尾線）の廃止について
- 日程第63 議案第52号 連携協約の協議について
- 日程第64 議案第53号 由布市と日田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議

について

- 日程第65 議案第54号 平成27年度由布市一般会計補正予算（第5号）
日程第66 議案第55号 平成27年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第67 議案第56号 平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第68 議案第57号 平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第69 議案第58号 平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第70 議案第59号 平成27年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第71 議案第60号 平成28年度由布市一般会計予算
日程第72 議案第61号 平成28年度由布市国民健康保険特別会計予算
日程第73 議案第62号 平成28年度由布市介護保険特別会計予算
日程第74 議案第63号 平成28年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
日程第75 議案第64号 平成28年度由布市簡易水道事業特別会計予算
日程第76 議案第65号 平成28年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
日程第77 議案第66号 平成28年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
日程第78 議案第67号 平成28年度由布市水道事業会計予算
日程第79 予算特別委員会の設置及び付託

出席議員（19名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 太田洋一郎君 | 2番 野上 安一君 |
| 3番 加藤 幸雄君 | 4番 工藤 俊次君 |
| 5番 鷺野 弘一君 | 6番 廣末 英徳君 |
| 7番 甲斐 裕一君 | 8番 長谷川建策君 |
| 9番 小林華弥子君 | 10番 佐藤 郁夫君 |
| 11番 淵野けさ子君 | 12番 太田 正美君 |
| 13番 佐藤 人已君 | 14番 田中真理子君 |
| 15番 利光 直人君 | 16番 工藤 安雄君 |
| 17番 生野 征平君 | 18番 新井 一徳君 |
| 19番 溝口 泰章君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長 溝口 隆信君 書記 馬見塚量治君

書記 三重野鎌太郎君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	加藤 淳一君	総務部長	梅尾 英俊君
総務課長	衛藤 公治君	財政課長	御手洗祐次君
総合政策課長	奈須 千明君	人権・同和対策課長	清藤 勝己君
監査・選管事務局長	松田 伸夫君	会計管理者	友永 善晴君
産業建設部長	生野 重雄君	健康福祉事務所長	河野 尚登君
環境商工観光部長	佐藤 眞二君	挾間振興局長	平松 康典君
庄内振興局長	一法師恵樹君	湯布院振興局長	小野 啓典君
教育次長	森山 金次君	消防長	大久保 篤君
代表監査委員	土屋 誠司君		

午前10時00分開会

○議長（溝口 泰章君） 皆さん、おはようございます。これより平成28年第1回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議議員数は19人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（溝口 泰章君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、湊野けさ子さん、12番、太田正美君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの23日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの23日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開会前までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。平成28年第1会定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

また、本定例会において提案いたすことにしております報告3件、諮問2件、承認1件、議案67件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いする次第であります。少しお時間をいただきまして、幾つかの項目について詳細な報告を申し上げます。

12月28日は、年末夜警実施中の団員の皆様へ、お礼と激励のために本部巡回を行いました。各方面隊とも積極的な取り組みをいただいております。市民の安心安全が図られたところでございます。

また、1月15日は、消防団員の士気高揚と資質の向上を目的とした由布市消防団特別点検を実施いたしました。

次に、日出生台演習場にて、今回で通算11回目の開催となります米軍実弾射撃訓練に対しまして、1月15日に大分県、由布市、九重町、玖珠町の四者による協議を大分県庁にて行いました。

1月18日は、四者協議会といたしまして、九州防衛局に対し、迅速詳細な情報伝達と最大限の安全対策、訓練の縮小、廃止、短縮などを要望いたしました。

あわせて、由布市として、ゆふいん観光への影響を初め、少しでも市民に迷惑がかからないよう、夜間と休日の訓練自粛について強く要望いたしましたところであります。

さらに、由布市民の安心と安全確保のため、1月19日に庁舎内に「日出生台対策本部」を、2月6日には演習場周辺自治区内に「若杉現地連絡所」を設けたところであります。

2月1日は、新たな「滞在型・循環型保養温泉地」構築の柱となる、観光情報発信拠点（TIC）の整備を図るため、由布市としてJR九州、坂茂建築設計と連携・協力体制を確認したところであります。

2月3日・4日の両日、「日本クアオルト協議会大会 in ゆふ」が当市において開催されました。協議会参加の6市1町にて、「住んで良し訪れて良しの保養温泉地づくり」をテーマに、分科会や中谷健太郎さんによる基調講演が行われ、各地域の特色あるクアオルトに関する取り組みや施策を知ることができたことは、今後、クアオルトのまちづくりを行う上で有意義な大会であったと思います。

続いて、地方創生関係では、2月8日は県内の大学による教育を通じて地方創生に貢献を目指す「おおいた創生」事業キックオフシンポジウムに参加をいたしました。

2月9日は広瀬大分県知事が座長を務める、大分県まち・ひと・しごと創生本部会議に出席。

2月16日には、地元4金融機関との連携により「由布市総合戦略」を効果的・効率的に推進していくために包括連携協定を結びました。

2月11日には、由布市健康立市推進大会を開催し、引き続き「健康立市 由布市」の実現に向け、市民の皆様へ御協力をお願いしたところであります。

2月14日と2月21日には、本年3月をもって多くの皆様に惜しまれつつも閉校することになりました、大津留小学校と湯平小学校の閉校記念式典に出席したところであります。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上、報告をいたします。

○議長（溝口 泰章君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成27年第4回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（島津 義信君） おはようございます。副市長でございます。

それでは、請願・陳情の処理経過について結果の報告をいたします。

請願受理番号18、市道認定に関する請願書。庄内町淵地区にある道路で、起点が市道仁瀬小袋線に接続し、終点が行きどまりとなっている里道の市道編入に係る請願についてですが、道路の一部が私有地となっており、市への帰属と終点部に市道認定の基準を満たす回転場の設置を行うよう、関係する地域住民と協議を行っているところでございます。

土地所有者との協議が調えば、道路台帳作成業務を委託し、成果後に市道認定議案を提案する

予定でございます。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いします。由布大分環境衛生組合議会議長、新井一徳君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（新井 一徳君） おはようございます。由布大分環境衛生組合議長の新井です。由布大分環境衛生組合議会が開催されましたので、その概要について報告をいたします。

まず、平成27年第2回由布大分環境衛生組合議会定例会が、平成27年12月25日午後2時から開催されましたので、その結果について報告をいたします。

会期は当日1日限りとし、議事事件としては、認定1件、議案1件が上程されました。

審議結果でございますが、認定第1号平成26年度由布大分環境衛生組合歳入歳出決算の認定についてであります。

事務局から、歳入歳出決算書に基づいて詳細な説明があり、平成26年度歳入歳出決算額は、収入済み額が6億9,363万2,788円、支出済み額が6億1,529万3,263円、差し引き残額の7,833万9,525円が翌年度繰越金となるとの説明がありました。

歳入歳出の主なものは記載のとおりであります。

次いで、監査委員の大塚裕生氏から決算審査報告があり、審査の期間は、平成27年7月23日に松本議員と2名で審査を行ったことの報告がありました。

審査意見としましては、昨年同様、適正に処理されている旨が報告されました。しかし、今後において、退職等に伴う職員の減少や、し尿処理施設の老朽化による運営上の問題が懸念される。組合業務は地域住民の生活に欠かせないものであるので、今後も、由布市・大分市、両市と連携をとり、業務に支障が出ないようにするよう万全な体制を図るよう指摘されました。

審議の結果、全員の賛成により承認されました。

議案第4号平成27年度由布大分環境衛生組合補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,957万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を、それぞれ7億391万5,000円とするもの。歳入は、分担金及び負担金を377万円減額、財産収入を1,000円の株を計上し、前年度繰越金を4,333万9,000円増額するものです。歳出は、予備費のみ3,957万円の増額となっております。

また、挾間・庄内地区一般廃棄物可燃ごみ収集運搬業務を、平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為の承認を求めるもの。

審議の結果、全員の賛成により可決されました。

次に、一般質問を日程追加して、1番、太田洋一郎議員より、「当組合に由布市内の3事業所から、し尿くみ取り料金の値上げについての要望書が提出されていることに対し、これまで、どのような検討を実施し、また、管理者の考えは」との質問がありました。

管理者より、「他市町村からの情報により、現状の把握や料金等の比較検討を行い、県内の状況を踏まえ、今後は値上げの方向で検討する」との回答がありました。

以上で、平成27年度第2回由布大分環境衛生組合議会定例会の概要について報告をいたします。

続きまして、平成28年第1回由布大分環境衛生組合議会の概要について報告をいたします。

平成28年第1回定例会が、2月5日午前10時から開催されました。会期は当日1日限りとし、議事事件としては、報告2件、議案3件が上程されました。

審議結果でございますが、報告第1号挾間・庄内地区一般廃棄物可燃ごみ収集運搬業務委託契約の締結についてであります。入札の結果、由布市のゆうびクリーンサポート有限会社が3年間、1億564万3,000円で落札したことの報告がありました。

報告第2号平成27年度定期監査報告についてであります。監査委員大塚裕生氏から、定期監査を平成28年1月21日の1日間、松本議員と2名で監査を実施したことの報告がありました。

監査意見として、関係帳簿は適正に整備もしくは管理されており問題ないこと、また、今後ますます事務処理の緻密的要素が増大する中で、現金、有価物の管理運営、また個人情報の管理や労務的管理を徹底するように指摘したとの審査報告がなされました。

議案第1号由布大分環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。

今回、料金体系の整備により安定的な体制を確保するため、し尿くみ取り料金を1リットル当たり1円の値上げを行うものであります。

議案第2号平成27年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の額に1,952万円を減額し、予算総額6億8,439万5,000円と定めるもの。歳入は、予算見直しによる由布市・大分市の清掃負担金の減額が主なものであります。

歳出では、職員の異動や退職に伴う給料等の人件費の減額、資源ごみ収集運搬委託料の入札減による減額や、ごみ収集車両の維持管理費の減額、また、し尿処理施設の整備費が入札による減額が主なものであります。

議案第3号平成28年度由布大分環境衛生組合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ6億5,611万円とするものであります。前年対比1.24%の金額にして、823万5,000円の減額予算となっております。

主なものとしましては、職員の異動や退職に伴う人件費の減額や、挾間・庄内地区での可燃ごみ収集を民間委託することに伴う収集車両の維持管理費の減額などです。資料として事項別明細を添付していますので御一読を願いたいと思います。

慎重審議の結果、議案3件、記載のとおりに可決をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、野上安一君。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（野上 安一君） 平成28年2月25日、由布市議会議長、溝口泰章殿、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、野上安一。

平成28年度第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をいたします。

会議結果。1、会議名、平成28年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会。開催日時、平成28年2月22日月曜日、午前10時。会期、1日間。場所、大分市の大分県医師会館6階会議室です。出欠状況、県下議員26名、定数26名、全議員の出席でした。

議事日程及び議案内容について御報告いたします。

議案1号平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）、歳入歳出1億5,015万9,000円を減額して、予算総額を歳入歳出7億4,112万6,000円としたものです。

議案2号平成27年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）、歳入歳出3億3,935万8,000円を減額して、歳入歳出1,832億9,552万1,000円としたものです。

補正予算については、予算調整部分が大部分と報告を受けました。

議案3号平成28年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、歳入歳出7億3,544万1,000円としたものです。

議案4号平成28年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、歳入歳出それぞれ1,858億8,915万3,000円としたものです。

議案5号行政不服審査法等の施行に伴う関係各条例の整備について、行政不服審査法などの改正が行われたもので、広域連合の関係条例の改正を行ったものです。

議案6号大分県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について、国において、行政不服審査法改正に伴い、行政不服審査会を広域連合の中に設置したものです。

議案第7号大分県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、地方公務員災害補償法施行例の一部改正に伴い所要の改正を行った

ものです。

議案 8 号大分県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する一部改正について、地方公務員法の一部改正等に伴いまして、連合会の所要の改正を行ったものです。

議案 9 号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、平成 28 年度、29 年度の保険料を定め、また保険料の軽減対象を定めた政令改正が行われたことに伴いまして、保険料の軽減対象を拡大するために所要の改正を行ったものです。

議員提出議案の 1 号です。大分県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について、議員提案を行いました。

同会議規則 2 条中、議員が出席できない理由に、1 項目「出産」を挿入することになりました。

近年の男女共同参画の状況に鑑み、出産に伴う議会の議員に関する規定を設けることにより、広域連合議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため所要の改正を行ったものです。

以上 9 議案が上程され、議員提出議案 1 号も含めて全議案が可決されましたので御報告いたします。なお、詳細資料につきましては当方にございますので、必要な議員は申し出てください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 広域連合議会の報告が終わりました。

日程第 4. 市長の施政方針

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第 4、市長の施政方針をお願いします。市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成 28 年第 1 回由布市議会定例会の開会に当たり、平成 28 年度当初予算並びに諸議案の御審議をお願いするに際しまして、私の市政運営の所信と施策の概要の一端を申し上げ、議員各位の御理解と御協力をお願いする次第であります。

本年は、「第二次由布市総合計画」の実施初年度となります。これまで築いてまいりました地域の「融和」を礎とし、今後は次のステップとして、新総合計画の基本理念を「連携」と「協働」、「創造」と「循環」といたしました。

連携と協働によるまちづくりを推進し、新しい価値の創造と持続性の循環を実現するために、由布市の持つ資源や強みを生かしながら諸課題に対応することで、自分たちの住んでいるまちを誇りに思える「地域自治を大切にした 住み良さ日本一のまち・由布市」に向けたまちづくりを継承してまいります。

また、「まち・ひと・しごと創生法」の制定を受け、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことで、将来にわたって活力ある地域づくりを進めるため、新たな視点から活性化を図る意味で、昨年の 12 月に「由布市総合戦略」を策定いたしました。

「第二次由布市総合計画」の理念や将来像及び重点戦略プランと「由布市総合戦略」における施策の整合性を図り、有機的な連動を図ることで、より効果的な施策を幅広く展開してまいりたいと考えております。

少子高齢化を初め、人口減少、農村問題など地域の社会的課題は増大し、地域のあり方も変化してきておりますが、価値観の多様性を考慮しながら、人と人の支え合いによる地域活性化に努めてまいりたいと考えております。

さて、平成28年度の具体的な取り組み概要につきましては、新たなる由布市創生の年と位置づけ、より戦略的なまちづくりに向けた「第二次由布市総合計画」の基本構想を軸に、中期財政計画に基づく中長期的な視点により、持続可能な財政運営を推進することを基本とします。

平成28年度予算といたしましては、「第二次総合計画の重点戦略プラン」並びに「総合戦略」に掲げる事業を推進するための「地方創生枠」を設け、9,200万円余りの新規、拡大事業を初め、総額8億6,700万円の重点戦略、総合戦略に係る事業費を計上するなど、積極的な予算編成をいたしたところであります。

「第二次由布市総合計画」の基本構想では、まちづくりの目標の実現に向けた取り組みを6つの施策に大別して設定しており、施策目標と施策内容に沿った形で取り組みを進めていくことにしております。

その一つ目は、地域自治や防災、コミュニティー、行財政に取り組む「みんなで進める！持続可能なまちづくり」、二つ目は、福祉や医療、健康に取り組む「一人ひとりの力を活かせるまちづくり」、三つ目は、教育や文化、子育て、人権に取り組む「人や文化を育むまちづくり」、四つ目は、産業振興や雇用創出に取り組む「経済の循環から地域が潤うまちづくり」、五つ目は、自然環境や生活環境に取り組む「豊かな環境の中で快適な暮らしが実感できるまちづくり」、六つ目は、観光・交流推進や地域プロモーション、移住定住に取り組む「地域を知り、表現するまちづくり」であります。

以上のテーマに沿って、市民の皆様と本市の現状についての認識を共有しながら、わかりやすい将来像をともにイメージして、安心して安全な地域自治を大切にしたいまちづくりを推進してまいります。

各施策の主な事業といたしまして、まず第1章“みんなで進める！持続可能なまちづくり”においては、「地域防災推進事業」や「地域公共交通事業」等による安心安全で住みよい生活環境整備を進めつつ、「由布コミュニティー事業」の継続、「地域活力創造事業」の拡充に加え、「庄内神楽伝統継承事業」、「婚活事業」といった新規事業により、さらなる地域の活性化を図ります。

次に、第2章“一人ひとりの力を活かせるまちづくり”においては、「シルバー人材センター

拡大事業」の支援による、世代を超えた生き生きと働き続けられる就労環境づくりや、健康マイレージ、シニアエクササイズ等市民の健康を第一義に進める「健康立市推進事業」、そして「認知症対策推進事業」といった健康づくり事業を進めます。

第3章“人や文化を育むまちづくり”においては、「子どもたちを包み込む支えあい・助けあいプロジェクト」として、「地域子育て支援づくり事業」や「由布川児童クラブ建設事業」、「市民総子育てサポート事業」等を実施し、若い世代が家庭を築き、次世代を担う子どもたちを安心して生み育てられる環境整備を推進します。

また、「地域協育推進事業」、——「協育」は「協力」の「協」であります——「地域協育推進事業」や「読書活動推進事業」、「文化財活用促進事業」等地域の協育力を活用した「由布の学び」を創造し、未来を担う人材の育成と、輝く地域づくりを目指します。

第4章“経済の循環から地域が潤うまちづくり”においては、働くものが報われる、魅力的で持続可能な就労環境の創造のため、農業では、「就農支援事業」や「特産品ブランド化推進事業」、「地産地消推進事業」により、新規就農者の確保、農業法人等の経営基盤強化、新規品目の導入等を推進するとともに、情報の共有化や研修の支援を行うなど、労働の質の向上を進めます。

商業では、「商工振興活性化事業」による店舗改修や朝市といった「商店街にぎわい創出支援」や、プレミアム商品券の発行等による「地域経済活性化」の支援を行います。

次に、第5章“豊かな環境の中で快適な暮らしが実現できるまちづくり”においては、生命の根源である「豊かな水環境創出事業」を初め、地域の美化活動を推進する「環境活動推進事業」、移住希望者にとっても受け入れ地域にとっても幸せな移住・定住を目指す「由布市に住みたい事業」や「住宅地調査研究事業」、ほぼ市内全域に光ファイバーを敷設する「生活関連情報通信整備事業」等により、暮らしの環境整備を進めます。

最後に、第6章“地域を知り、地域を表現するまちづくり”においては、世界に名をはせる由布院温泉を核として、由布市全体が魅力にあふれる健康保養地になることを目指し、「観光情報発信施設（T I C）」の建設や、新たな観光組織である「まちづくり観光局」の支援、「おもてなし伝承師認定事業」や「インバウンド受入環境整備事業」「クアオルト事業」などを実施することにしております。

また、地域資源を活用しながら、由布市の魅力をより深く楽しめるツーリズムの推進体制を構築するため、「都市と農村の交流事業」の推進により、グリーンツーリズムを軸とした農村の活性化を図り、地区住民が一体となって農泊客を受け入れる「由布市版農泊スタイル」の確立を目指し、都市と農村の交流人口拡大を進めます。

以上、6つの施策分野には重点戦略プランとしてのプロジェクトも盛り込んでおりまして、そ

のほかにも、社会福祉と健康・医療の充実、質の高い生活環境づくり、人権を尊重する社会の形成などなど、安心して暮らせる地域社会の創造に欠かすことのできない分野につきましては、市政運営の基本的な施策として、引き続き取り組みを進めてまいります。

ところで、平成28年度は本庁舎方式移行に伴う組織再編が行われます。この機にあつて、行財政改革の取り組みをさらに強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、既存事業を検証する中で、由布市の未来に一条の光を差す、新たな創生事業にも大胆な取り組みを進めていく所存であります。

終わりに、議員各位を初め市民皆様の市政に対しましての御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 市長の施政方針が終わりました。

日程第5. 請願・陳情について

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第5、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に、請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（溝口 隆信君） 議会事務局長です。それでは、お手元に配付の陳情文書表により朗読をいたします。

なお、陳情者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。また、付託委員会名も略させていただきます。

受理番号1、件名、1、私たちは、塚原共進会跡地での太陽光発電施設設置事業計画について、市に対して、「由布市環境基本条例」によって手続を行うことを求めます。2、また、私たちは、市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めます。陳情者、湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、「共進会跡地のメガソーラー建設に反対する会」代表、江藤和子。

受理番号2、件名、由布市消防救急体制の充実、強化に関する陳情書、陳情者、湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、立川孝男。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） ただいまの陳情2件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第6. 報告第1号

日程第7. 報告第2号

日程第8. 報告第3号

日程第9. 諮問第1号

日程第10. 諮問第2号
日程第11. 承認第1号
日程第12. 議案第1号
日程第13. 議案第2号
日程第14. 議案第3号
日程第15. 議案第4号
日程第16. 議案第5号
日程第17. 議案第6号
日程第18. 議案第7号
日程第19. 議案第8号
日程第20. 議案第9号
日程第21. 議案第10号
日程第22. 議案第11号
日程第23. 議案第12号
日程第24. 議案第13号
日程第25. 議案第14号
日程第26. 議案第15号
日程第27. 議案第16号
日程第28. 議案第17号
日程第29. 議案第18号
日程第30. 議案第19号
日程第31. 議案第20号
日程第32. 議案第21号
日程第33. 議案第22号
日程第34. 議案第23号
日程第35. 議案第24号
日程第36. 議案第25号
日程第37. 議案第26号
日程第38. 議案第27号
日程第39. 議案第28号
日程第40. 議案第29号
日程第41. 議案第30号

日程第42. 議案第31号
日程第43. 議案第32号
日程第44. 議案第33号
日程第45. 議案第34号
日程第46. 議案第35号
日程第47. 議案第36号
日程第48. 議案第37号
日程第49. 議案第38号
日程第50. 議案第39号
日程第51. 議案第40号
日程第52. 議案第41号
日程第53. 議案第42号
日程第54. 議案第43号
日程第55. 議案第44号
日程第56. 議案第45号
日程第57. 議案第46号
日程第58. 議案第47号
日程第59. 議案第48号
日程第60. 議案第49号
日程第61. 議案第50号
日程第62. 議案第51号
日程第63. 議案第52号
日程第64. 議案第53号
日程第65. 議案第54号
日程第66. 議案第55号
日程第67. 議案第56号
日程第68. 議案第57号
日程第69. 議案第58号
日程第70. 議案第59号
日程第71. 議案第60号
日程第72. 議案第61号
日程第73. 議案第62号

日程第74. 議案第63号

日程第75. 議案第64号

日程第76. 議案第65号

日程第77. 議案第66号

日程第78. 議案第67号

○議長（溝口 泰章君） 次に、本定例会に提出されました、日程第6、報告第1号から、日程第8、報告第3号までの報告3件、日程第9、諮問第1号及び日程第10、諮問第2号の諮問2件、日程第11、承認第1号の承認1件、日程第12、議案第1号から日程第78、議案第67号までの議案67件について一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告3件、諮問2件、承認1件、議案67件でございます。

まず、報告第1号専決処分の報告については、公用車の交通事故による和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号例月出納検査の結果に関する報告についてと報告第3号定期監査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告でありますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員である後藤悟氏が、平成28年6月30日をもって3年の任期が満了いたしますことから、引き続き委員をお願いいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、再任について、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員である城内健氏が、平成28年6月30日をもって3年の任期が満了いたしますことから、新たに丸野陽子氏を委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条の第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、承認第1号由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについては、番号の利用等に関し、地方税法施行規則の改正が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年12月25日付で専決処分を行ったものであります。

次に、議案第1号業務用パソコンの取得については、平成27年12月16日に指名競争入札

を執行した結果、大分交通株式会社が、消費税を含む1,325万1,600円で落札し、平成27年12月21日付で仮契約を締結いたしました。

この物品購入仮契約を本契約とするために、「由布市有財産条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号庄内庁舎備品の取得については、平成28年1月28日に指名競争入札を執行した結果、株式会社菅田新光堂湯布院支店が、消費税を含む3,444万1,200円で落札し、平成28年2月2日付で仮契約を締結いたしました。

この物品購入仮契約を本契約とするために、「由布市有財産条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号辺地に係る公共的施設の総合整備計画については、現在の辺地総合整備計画が平成27年度をもって計画期間が終了することから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間とし、辺地地区12地区における辺地の公共的施設の整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号由布市過疎地域自立促進計画については、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、庄内地域が引き続き過疎地域とみなされることとなり、平成28年度から32年度までの5年間の計画期間とし、庄内地域の生産基盤や生活環境の整備など諸施策を、総合的かつ計画的に実施する過疎地域自立促進計画を策定いたしましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号由布市行政不服審査会条例の制定については、行政不服審査法の全面改正に伴い、審査請求の裁決に当たり、有識者からなる第三者機関に諮問しなければならないとされ、行政不服審査法第81条第4項の規定により、この第三者機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第6号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備については、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の規定を整備するものであります。主な内容は、公文書の公開決定等に係る審査請求について、審理員による審理手続に関する規定を適用しないこととするものなどであります。

議案第7号由布市職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による、地方公務員法の一部改正に伴い、由布市職員の退職管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第8号由布市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定については、消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるものであり

ます。

議案第9号由布市由布川地域交流センター条例の制定については、地域住民の交流の場として、地域コミュニティの活性化、安心安全なまちづくりの実現と地域力の再生を目指して設置するもので、施設の完成に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により、由布市で管理・運営するための事項を条例で定めるものであります。

議案第10号由布市老人福祉施設条例の廃止については、公の施設である「中台老人憩いの家」及び「茅場老人憩いの家」が、当初の設置目的を達成しており、これまで施設の管理運営をしていた当該自治区の意向を踏まえ、当該自治区に払い下げることにより、引き続き、地域福祉、地域コミュニティ活性化に寄与することが見込まれるため、条例を廃止するものであります。

議案第11号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の廃止については、施設が平成28年4月1日に民間移譲することに伴い、条例を廃止するため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、行政不服審査法に規定する行政不服審査会の設置に伴い、委員報酬を新たに定めること、並びに学校保健安全法施行規則の改正に伴う学校医の報酬見直しなどによるものであります。

議案第13号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、一般社団法人由布市まちづくり観光局の設立に伴い、職員を派遣し従事させるために必要な事項を定めるものであります。

議案第14号由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、厚生年金保険法の一部を改正する法律、いわゆる「一元化法」の施行による地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

議案第15号由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、行政職給料表及び勤勉手当の支給月数の改正を行うものであります。

議案第16号由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正については、消防団事務を消防本部へ移管することから、由布市消防団の位置を変更するものであります。

議案第17号由布市税条例の一部改正については、地方税法の一部改正等に伴い、市税徴収に係る猶予制度の見直しが行われること等から、本条例についても所要の改正を行うものであります。

議案第18号由布市税特別措置条例の一部改正については、地域再生法の一部改正に伴い、地方活力向上地域における固定資産税について、税率の特例を定める等の条例の一部を改正するも

のであります。

議案第19号由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正については、教育委員会が行政財産として引き続き管理する学校統廃合により廃校となる施設の屋内運動場について、引き続き市民の利用に供することによるものであります。

議案第20号由布市火災予防条例の一部改正については、対象火気省令の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

議案第21号中依地区集会所の指定管理者の指定についてから、議案第44号由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定については、各施設の指定管理期間が、平成28年3月末日に終了するのに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するために、議会の議決を求めるものであります。

今議会に提案している24施設につきましては、指定管理者選定委員会の審査を経て、地元自治区が候補者として選定されているところであります。

議案第45号市道路線（中学校北3号線）の認定についてから、議案第48号市道路線（宮尻線）の認定については、請願採択による市道認定であります。

議案第49号市道路線（小野屋瀬口線）の認定についてから、議案第51号市道路線（天神山猪野中尾線）の廃止については、県道移管に伴うものであります。

議案第52号連携協約の協議については、平成27年10月5日に、大分市と由布市を含む7市1町で大分都市広域圏の形成を目指し、大分都市広域圏推進会議を設置したところであります。

大分都市広域圏形成のため、大分市との連携協約の協議を行うに当たり、地方自治法第252条の2第3項の規定にもとづき、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号由布市と日田市の証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議については、本年3月1日から豊後高田市も加わり、住民票等の交付を県内の12市3町と相互に事務委託を行う「おおいた広域窓口サービス」を、平成28年7月1日から、新たに日田市と相互に行うことについて、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号平成27年度由布市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算にそれぞれ297万4,000円を追加し、予算総額を186億3,796万8,000円にお願いするものであります。

補正予算の主なものといたしましては、歳入歳出では各種交付金を初め、国・県支出金の確定によるものが増額となっております。

歳出では、事業費の確定並びに決算見込み等によるものであります。増額となっています総合

政策課の行政事務情報化推進事業は、インターネットによる流出事案対策等を行うものであります。民生費の障がい福祉サービス費負担金は実績に伴うものと、過年度国庫返納金となっております。

また、農業費では、担い手確保・経営強化支援事業が、商工費では、観光振興整備事業の大分県と大分市、別府市、そしてJRとの連携による地方創出加速交付金を活用した事業費が増額となっております。

繰越明許費につきましては、行政事務情報化推進事業など31件、債務負担行為補正では、個人番号カード事務委任交付金の1件。地方債補正では、ネットワーク強靱化対策事業の1件の追加と8件の変更をお願いをしております。

議案第55号平成27年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ1億1,806万3,000円を追加し、予算総額を51億9,091万7,000円にお願いするものであります。

歳入では、前期高齢者交付金、繰入金が増額が主なもので、歳出では、保険給付費の増額、共同事業拠出金の減額が主なものであります。

議案第56号平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出から、それぞれ633万6,000円を減額し、予算総額を4億1,829万円にお願いするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料の減額、繰入金を増額するもので、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものであります。

議案第57号平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ8,072万4,000円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ4億1,500万7,000円にするものであります。主なものは、歳入では国庫補助金と市債の減額で、歳出では工事請負費の減額であります。

議案第58号平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算ともに200万円を減額し、予算総額を1億3,002万円にお願いするものであります。

灯油の単価が安くなったことに伴い、歳入では繰入金、歳出では燃料費をそれぞれ200万円減額するものであります。

議案第59号平成27年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的予算の主なものは、収益的収入では、一般会計補助金を減額し、資本費繰り入れ収益を新たに計上するもので、収益的支出では、原水及び浄水費を減額するものであります。

資本的予算の主なものは、資本的収入では企業債と県補助金を減額し、資本的支出では、上水道施設費を減額するものであります。

議案第60号平成28年度由布市一般会計予算は、総額178億7,413万3,000円となり、前年度当初予算と比較しまして1億4,392万6,000円の減額、率にして0.8%の減となっております。

平成28年度当初予算の編成に当たりましては、平成28年度から始まる「由布市第三次行政改革大綱・実施計画」を念頭に、第二次由布市総合計画の「重点戦略プラン」並びに「中期財政計画」に基づく中長期的な視点により、基金残高などの指標を注視しつつ、持続可能な財政運営を推進し、また、第二次総合計画の初年度であることから、「ゼロからの見直しと戦略的予算」と銘打って、新たなる由布市創生の年と位置づけた積極的、戦略的予算編成を行なったところがあります。

第二次総合計画の施策にあります「みんなで進める！持続可能なまちづくり」を初め、6つのテーマに分け、それぞれの分野で重点的に予算化したところがあります。

平成28年度予算については、消防庁舎などの大型公共工事が完成したことにより、昨年度当初予算と比較して減額となっております。

歳入については、小松寮の民営化に伴う分担金及び負担金の減や、大型公共工事の完了等により普通建設事業に伴う地方債の減によるものであります。

市税については2%増を見込んでおります。

国庫支出金は、約4億3,000万円の大幅な増額となっておりますが、これは高齢者臨時福祉金と観光基盤整備事業費が主な増額の要因であります。

また、繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金を前年度並み以下に抑えることにより、減額となっております。

次に、歳出であります。高齢化に伴う扶助費等、社会保障関連の経費の増が見込まれています。普通建設事業費の補助事業については、教育施設の老朽化に伴う大規模改修工事を予定しているため大幅な増額となっておりますが、単独事業については、消防庁舎や消防デジタル化など大型事業が完了したことにより大幅な減額となっております。

本年7月には、本庁舎方式へ移行する予定でありますので、今後は、市民ニーズに即した施策の展開や事業の縮減・統廃合を実施し、事業手法についても工夫をするとともに、地方創生事業を活用するなど、財源の確保やさらなる経常経費の削減に努めてまいります。

議案第61号平成28年度由布市国民健康保険特別会計予算は、総額50億4,683万1,000円で、前年度当初と比較して1億7,013万3,000円の増額、率にして3.5%の増となっております。

歳入では、前期高齢者交付金の増額が主なもので、歳出では、保険給付費の増額が主なものであります。

議案第62号平成28年度由布市介護保険特別会計予算は、総額39億2,659万3,000円で、前年度当初と比較しまして1億716万7,000円の減額となっておりますが、主に介護給付費の減額によるものであります。

議案第63号平成28年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、総額4億2,897万6,000円で、前年度当初と比較しまして549万3,000円の増額、率にして1.3%の増となっております。

歳入では、繰入金が増額が主なもので、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものであります。

議案第64号平成28年度由布市簡易水道事業特別会計予算は、総額6億7,451万4,000円で、前年度当初予算と比較しまして、2億1,023万7,000円を増額し、率にして約45%の増となっております。

主に、建設改良費の施設整備促進事業と水道統合事業によるものであります。

議案第65号平成28年度由布市農業集落排水事業特別会計予算は、総額1億111万5,000円で、前年度当初予算と比較しまして120万6,000円の増額、率にして1.2%の増となっております。

歳出では、主に修繕費の増額によるものであり、歳入では、主に基金からの繰入金を増額するものであります。

議案第66号平成28年度由布市健康温泉館事業特別会計予算は、6,585万6,000円で、前年度当初予算と比較しまして公債費の返還が平成27年度に終了したことに伴い、6,155万2,000円の減となっております。

議案第67号平成28年度由布市水道事業会計予算は、業務の予定量を給水戸数9,270戸、年間総給水量314万2,650立方メートル、1日平均給水量8,610立方メートルとしております。

収益的予算では、収益的収入を5億9,968万7,000円、収益的支出を6億2,385万5,000円とするものであります。

収入の主なものは、給水収益4億5,032万4,000円と、一般加入負担金2,498万円であります。

支出の主なものは、施設の運転及び維持管理等に伴う営業費用5億5,369万2,000円と、営業外費用の企業債利息5,715万5,000円であります。

資本的予算では、資本的収入を1億8,554万6,000円、資本的支出を4億780万9,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額2億2,226万3,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

収入の主なものは、企業債1億1,100万円と工事負担金2,450万1,000円、一般会計補助金3,104万4,000円であります。

支出の主なものは、請負工事費1億7,044万1,000円と企業債償還金1億9,897万6,000円であります。

詳細につきましては、担当部長、課長から説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしく願い申し上げて提案理由の説明といたします。

○議長（溝口 泰章君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は11時20分とします。

午前11時08分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

次に、報告第2号及び報告第3号について報告を求めます。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 代表監査委員の土屋でございます。

それでは、報告第2号につきまして報告申し上げます。報告第2号例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出いたします。平成28年2月25日、由布市代表監査委員、土屋誠司。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成27年10月分、11月分、28年1月分の例月出納検査を、それぞれ平成27年11月25日、12月25日、平成28年1月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末の現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の係数の正確性の検証、現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

その結果、資料の係数は諸帳票の係数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

続きまして、報告第3号について御報告いたします。

報告第3号定期監査の結果に関する報告について、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出いたします。平成28年2月25日提出、由布市代表監査委員。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第199条第4項の規定により、平成27年度由布市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の執行について、平成27年11月13日から、平成28年1月28日まで監査を実施いたしました。

監査は、各課から提出されました監査資料にもとづき、所属長や担当者からの聞き取りや質疑応答を行うとともに、諸帳票等の照合や証拠書類の確認も行いました。

また、緊急時に利用するAEDやトイレの非常呼び出しベルの管理状況を確認し、職員の聞き取りの際には、出納書類を作成するときに誤りやすい事例を挙げて適正な管理を促したところです。

監査は、2ページに記載する監査の着眼点に基づいて実施いたしました。なお、報告書では、「下記3点」といたしておりますが「4点」の誤りです。申しわけありませんが訂正方お願いいたします。

監査の結果、今回の監査の対象となる事務・事業は、おおむね適正に管理されていると認められましたが、AEDはバッテリーの使用期限を超過している例が見受けられましたので、改善を求めたところです。

本年は、本庁舎方式への移行に伴い、大幅な組織改編が予定されており、業務分掌や課の統廃合等による混乱も予想されます。職員の負担も増加するものと思われませんが、市民サービスの低下につながらないように、各課の横断的な連絡調整と職員同士の意思疎通を図り、市民目線で業務を行うようにしていただきたいと思っております。

また、職員の聞き取りを行う際に、財政支援援助団体の様式の統一化をすること、市民からの通報に対して処置状況を返答するなど、丁寧な対応をすること、生活排水の放流先の把握を行うなど3点を要望いたしました。

監査を行う中で、市民のことを、職員の中から「お客様」と表現する言葉を聞きました。これは、「おもてなし」の姿勢への変化であると感じましたので、引き続き、市民サービスの向上に努めていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 代表監査委員からの報告が終わりました。

次に、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

まず、報告第1号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（梅尾 英俊君） 総務部長でございます。詳細説明を申し上げます。

報告第1号をお願いいたします。報告第1号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。専決処分書です。平成28年1月14日付で、和解及び損害賠償額を定めることについて専決処分をしております。

内容は右ページをごらんください。和解及び損害賠償の額を定めることについて、公用車の事

故について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

当事者は、甲、由布市庄内町柿原302番地、由布市長。乙は、記載のとおりでございます。

次に、和解条件でございます。甲は乙に対し、過失割合100%分に当たる本件交通事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、これを支払う。損害賠償額は、8万2,882円です。

事故概要です。平成27年11月20日午後2時30分ごろ、大分市浜の市2丁目1番4号において、甲の車両の右後ろ部分、——ブレーキランプ付近ですが——乙の車両の右前バンパーに衝突をいたしました。

なお、事故防止対策としては、これまでも各交通安全週間等に合わせて、部局長会等を通じ安全運転の徹底をしておりましたが、今後は、一層の注意喚起をまいります。裏面に、乙の被害状況の写真を添付しております。

説明は以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、承認第1号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（梅尾 英俊君） 総務部長です。詳細説明を申し上げます。承認第1号をお願いいたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。専決処分書です。平成27年12月25日付で、由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について専決処分をしております。

右側ページをごらんください。由布市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。内容を説明します。

第51条第2項及び第139条の3第2項については、平成27年3月31日付の専決処分でご承認いただいた一部改正の内容について、その後、番号の利用等に関する法律の一部改正があり、それに伴う改正でございます。施行は公布の日からとしています。

説明は以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第1号及び議案第2号について、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（梅尾 英俊君） 総務部長です。

議案第1号をお願いいたします。議案第1号業務用パソコンの取得について、業務用パソコンの取得について、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。平成28年2月25日提出、由布市長。

取得する財産、業務用パソコン。数量は、一式でございます。取得価格、1,325万1,600円、消費税を含みます。契約の相手方、大分市大字勢家字芦崎1103番3、大分交通株式会社、代表取締役社長杉原正晴。

裏面以降に仮契約書を添付しております。仮契約書は、平成27年12月21日付でございます。納入期限は、平成28年3月31日までとしております。

なお、仮契約書の後ろに入札結果一覧表を添付しております。

次に、議案第2号を説明いたします。

議案第2号庄内庁舎備品の取得について、庄内庁舎備品の取得について、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成28年2月25日提出、由布市長。

取得する財産、庄内庁舎備品、数量、一式でございます。取得価格、3,444万1,200円、消費税を含みます。契約の相手方、由布市湯布院町川上3075-1、株式会社菅田新光堂湯布院支店、代表取締役菅田保夫。

裏面以降に仮契約書を添付しております。仮契約書は、平成28年2月2日付でございます。納入期限は、平成28年7月29日としております。ただし、期限は最終期限としており、設置可能な部署から、順次納品するようにしております。

なお、仮契約書の後ろに入札結果一覧表を添付しております。

説明は以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第3号及び議案第4号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 総合政策課長です。

初めに、議案第3号について詳細説明をいたします。議案第3号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別記のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成28年2月25日提出、由布市長。

この辺地総合整備計画は、辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進し、辺地と他の地域との間における住民の生活環境の格差是正を図ることを目的に、これまでも計画的に事業を実施してまいりました。

現在の辺地計画が平成27年度までとなっておりますので、引き続き必要な財政上の特別措置を受けるために、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間として、辺地総合整備計画を策定するものです。

辺地の区域につきましては、議案の13ページ以降に一覧表と位置図をつけておりますが、湯布院地域が塚原、若杉の2区域、庄内地域が阿蘇野上、阿蘇野中、阿蘇野下、直野内山、平石、

上淵の6区域、挾間地域が七蔵司、内成、朴木、時松の4区域、由布市全体で12区域となり、議案の1ページから12ページにかけて、それぞれの区域ごとに整備計画を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号について詳細説明をいたします。

議案第4号由布市過疎地域自立促進計画について、由布市過疎地域自立促進計画を別記のとおり策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成28年2月25日提出、由布市長。

平成27年度までに執行することになっておりました過疎地域自立促進特別措置法が、平成23年3月の東日本大震災の発生により、被災市町村において、法の期限内に総合的かつ計画的な施策を展開することが困難な状況が生じたことを踏まえ、平成24年6月に執行期限の5年間延長を内容とする改正が行われました。

この改正に基づきまして、過疎地域認定要件としての人口要件と財政力要件に該当する庄内地域が引き続き過疎地域とみなされることとなりました。

由布市過疎地域自立促進計画は、庄内地域の生産基盤や生活環境の整備などを図ることにより、地域の自立を促進することで地域格差をなくしていこうというものでございまして、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間として策定するものでございます。

御案内のように、計画に基づいて行う事業の財源として、過疎地域自立促進のための地方債である過疎対策事業債を発行することができることとなります。

過疎債の元利償還金の70%相当額は普通交付税で措置されるという、非常に有利なものとなっておりますので、由布市全体の財政事情を勘案して、過疎債を活用した庄内地域の事業推進を検討していくこととなります。

計画書策定に当たりましては、市民の皆さんの御意見や庄内地域の地域審議会委員の御意見を尊重するとともに、総合計画や前年度までの計画書の内容を参考にし、大分県とも事前協議しながらつくりあげたところでございます。

その他参考資料として、1、事業計画（平成28年度～平成32年度）と、2、年度別事業計画としての平成28年度概算事業計画を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上で、由布市過疎地域自立促進計画についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第5号から議案第7号まで、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（梅尾 英俊君） 総務部長です。

議案第5号の詳細説明を申し上げます。議案第5号由布市行政不服審査会条例の制定について、由布市行政不服審査会条例を別記のように定める。平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。この条例は、行政不服審査法が全部改正されて、平成28年4月1日から施行されます。

法の改正の概要といたしましては、不服申し立ての行動が審査請求に一元されること、審査請求期間が3カ月に延長されること、審査員制度が導入されること、そして、第三者機関への諮問手続の新設などがございます。

この第三者機関につきましては、法改正において審査請求の裁決に当たっては、有識者からなる第三者機関に諮問しなければならないこととされ、この第三者機関である審査会の組織及び運営に関し必要な事項は条例で定めることと規定されたため、この条例を新たに制定するものでございます。

審査会の委員といたしましては、有識者として弁護士や大学の先生の方など、3名の方の任命を検討しております。条例の施行は平成28年4月1日からです。

次に、議案第6号の詳細説明を申し上げます。

議案第6号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別記のように定める。平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。この条例は、先ほどの議案第5号と同様に、平成28年4月1日から施行される行政不服審査法の全部改正に伴い、関連する由布市情報公開条例、由布市個人情報保護条例、由布市固定資産評価審査委員会条例、由布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、由布市使用料及び手数料条例の5つの条例について整備を行うものでございます。

主な内容といたしましては、新たに導入される審査員制度につきまして、既に裁決の審査を審査会で行っている情報公開及び個人情報の開示に係る審査請求について、現行の手続でも十分に公正性の確保が図られていることから、条例で定めることにより、行政不服審査法に基づく審査員手続の適用を除外すること、また、審査請求への一元化に伴う用語の整備や審査請求に係る提出書類等の写しの交付を受けることに関する手数料の新設などでございます。条例の施行は、平成28年4月1日からです。

次に、議案第7号をお願いいたします。

議案第7号由布市職員の退職管理に関する条例の制定について、由布市職員の退職管理に関する条例を別記のように定める。平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。第1条は、この条例は地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し、必要事項を定めるとし、第2条は規

則に定める再就職者による依頼等について、由布市を離職後2年間に契約事務であって、離職前5年間の職務に関する働きかけの規制を定めております。

また、第3条では任命権者に規則で定める事項につき届け出の義務を定めております。第4条は、前条の届け出事項を、任命権者は市長に報告し、市長は、年度ごとにその報告を取りまとめて公表するものです。第5条は、過料について定めております。なお、条例施行は平成28年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第8号について詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（佐藤 眞二君） 環境商工観光部長です。

議案第8号をお願いいたします。議案第8号由布市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、由布市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を別記のように定める。平成28年2月25日提出。由布市長。

裏面をお願いいたします。今回の制定につきましては、消費者安全法の一部改正に伴いますところの消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めまして、市民の消費生活安定及び向上を図ることを目的とするものでございます。

本条例の施行につきましては、平成28年4月1日からでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第9号について詳細説明を求めます。挾間振興局長。

○挾間振興局長（平松 康典君） 挾間振興局長でございます。

議案第9号について詳細説明を申し上げます。議案第9号由布市由布川地域交流センター条例の制定について、由布市由布川地域交流センター条例を別記のように定める。平成28年2月25日提出、由布市長。

由布川地域交流センターにつきましては、国土交通省所管の社会資本整備交付金を活用いたしまして、平成25年度に建設事業に着手をしております。平成27年度末に完成予定であることから、管理運営に関する条例を定めるものでございます。

条例の内容について御説明を申し上げます。裏面をお開きください。由布川地域交流センター条例は第1条から第15条で構成をされております。

第1条では施設の設置目的、2条では施設の名称及び位置を定めております。3条から6条につきましては、施設の利用の許可、利用の取り消しと原状回復の義務、目的外使用等の禁止などの施設の利用に関する規定を定めております。

7条から9条につきましては、使用料、使用料の不還付、使用料の減免などの、使用料に関することを定めております。

10条では特別な設備の設置等、11条では損害賠償に関することを定めております。12条では、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による指定管理制度の導入を可能にすることとし、13条で指定管理者の業務の内容、14条で利用料金に関することを定めております。

この条例の施行に関し、必要な事項につきましては、規則で定めることとしております。

附則といたしまして、平成28年4月より、由布市による管理運営を予定していることから、条例の施行日を、平成28年4月1日としております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第10号及び議案第11号について、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 尚登君） 健康福祉事務所長です。議案第10号と11号の詳細説明をいたします。

まず、議案第10号をお願いいたします。議案第10号由布市老人福祉施設条例の廃止について、由布市老人福祉施設条例を廃止する条例を次のように定める。平成28年2月25日提出、由布市長。

挾間町にございます「中台老人憩いの家」及び「茅場老人憩いの家」の指定管理期間が本年3月末で満了することに伴いまして、地元自治区に払い下げ、地元所有とするために条例を廃止するものでございます。

次に、議案第11号をお願いいたします。議案第11号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の廃止について、由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。平成28年2月25日提出、由布市長。

昨年10月に小松寮民営化移管法人選定委員会から、優先順位1位に寿永会決定の報告を受けまして、12月1日に協定書を締結し、平成28年4月1日に民間移譲することが決定いたしました。

このため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条の規定により、特別議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第12号から議案第18号まで、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（梅尾 英俊君） 総務部長です。

議案第12号の詳細説明を申し上げます。議案第12号由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、由布市特別職の職員で非常勤のもの報酬

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。改正内容といたしましては、4点ございます。

まず1点目は、議案第5号にて新設いたします由布市行政不服審査会の委員の報酬を新たに定めることとございます。報酬の額等につきましては、既存の情報公開審査会委員に準じたものとなっております。

2点目に、小松寮の廃止に伴い、小松寮における嘱託の医師の報酬の規定を削除するものとございます。

3点目に、教育委員会の学校及び幼稚園の医師、歯科医、薬剤師の報酬について、学校保健安全法施行規則の改正による健診項目の追加等の職務拡大に伴い、報酬の額を見直すものとございます。

4点目に、その他委員会の委員の報酬につきまして、新たに学識経験者委員の報酬を追加するものとございます。報酬の額につきましては、既存の情報公開審査会等における学識経験者委員の規定に準じたものとしております。

施行は、平成28年4月1日です。

次に、議案第13号を詳細説明申し上げます。議案第13号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。改正する内容は、第2条第1項で、派遣することができる団体に、一般社団法人由布市まちづくり観光局を追加をしております。また、4条で支給できる手当を記載のとおり改めております。

なお、附則として、条例施行は平成28年4月1日としております。

次に、議案第14号をお願いいたします。議案第14号由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、由布市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面をお願いします。第1条で附則第5条第1項の改正を行う付表の表を列記しております。1枚めくっていただき、中段の第2条では、附則第5条第1項の表、右欄及び同条第2項の表中、「0.86」を「0.88」に改めるようにしております。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。ただいま説明いたしました改正内容につきましては、現行と改正案を掲載させていただいております。下に線を引いている部分

が今回の改正部分でございます。今回の改正では、第5条第1項及び第2項中の障害厚生年金の調整率が0.02ふえております。

なお、附則第1項におきましては、施行期日は第1条につきましては一元化法に基づく条文改正は平成27年10月1日、第2条の率の規定は平成28年4月1日からの施行となっております。

また、第2項に改正条例第1条の補償年金及び休業補償の経過措置、第3項は平成24年一元化法附則の規定による地方公務員共済組合が支給する障害共済年金等の経過措置、第4項は改正前の支給された年金補償等の内払い扱い、第5項は改正条例第2条の規定で、条例附則第5条及び第1項及び第2項の規定の経過措置について規定しております。

次に、議案第15号をお願いいたします。議案第15号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。条例の内容は、人事院勧告に準ずる給与の改定、また、平成26年法律第34号による地方公務員法の一部改正に伴い、条例の改正をするものです。

第1条は、平成27年の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、行政職給料表の平均0.4%引き上げる改正を行うものでございます。

第5条関係の別表をつけております。2枚めくっていただいて、表の下のところになります。第2条についても人事院勧告に準じ第22条第1項第1号中の勤勉手当支給月数を改めるものでございます。

第3条については、地方公務員法の一部改正によるもので、第5条第1項中、「別表」を「別表第1」に改め、次の第6条の見出しについて「(職員の級)」を「(等級別基準職務表)」に改め、同条第1項中、「その職務の分類は規則で定める。」を「その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表第2に定めるところによるものとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の等級に分類されるものとする。」に改めるものでございます。

第21条の3第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改め、第22条第1項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中の「100分の40」を「100分の37.5」に改めております。

これによりまして、平成28年に支給する勤勉手当支給月数は0.1月、再任用職員の勤勉手当支給月数は0.05月、それぞれ乗じた額が増額となります。

3枚めくっていただきまして、第6条の改正に伴い、新たに等級別基準職務表を別表第2とし

て追加を行うものです。附則として、この条例中第1条の規定につきましては平成27年4月1日から第2条の改正後の給与条例の規定につきましては平成27年12月1日から、第3条の規定は平成28年4月1日から改めるものでございます。

次に、議案第16号を詳細説明いたします。議案第16号由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について、由布市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。内容については、第2条第2項の表中の消防団設置の位置について、「由布市庄内町柿原302番地」を「由布市挾間町挾間277番地」に改めるものです。

施行は、平成28年4月1日からです。

次に、議案第17号をお願いします。議案第17号由布市税条例の一部改正について、由布市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。地方税法の一部改正に伴い、猶予制度の見直しが行われ、平成28年4月1日より施行されることとなります。これにより、本条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

内容を御説明いたします。第8条から第12条につきましては、いずれも法律に条例委任事項が設けられたことから一部改正を行うものでございます。

第8条第1項から第5項までにつきましては、徴収の猶予及び徴収の猶予をした期間の延長をする場合における、当該徴収金を分割し、または納入する方法について定めるものでございます。

次に、第9条第1項から第6項は、徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長を申請する場合の申請者の申請事項及び添付書類について定めるものでございます。

第7項につきましては、徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長に係る申請書及び添付書類に不備がある場合で訂正を求める通知を受けた場合の訂正期限について定めるものでございます。

次に、第10条第1項から第3項は、職権による換価の猶予及び職権による換価の猶予の延長をする場合の分割納付、納入方法及び添付書類について定めるものでございます。

次に、第11条第1項は、徴収金の納期限から換価の猶予を申請する期限について定めるものでございます。第2項から4項までは、申請による換価の猶予を申請する場合の分割納付、納入方法及び申請書記載事項及び添付書類について定めるものでございます。

第5項から第7項までは、申請による換価の猶予の延長を申請する場合の申請書記載事項及び添付書類について定めるものでございます。

次に、第12条は、担保の徴収を不要とする基準について、猶予に係る金額、期間等について定めるものでございます。第18条第2項は、行政不服審査法の改正によるものでございます。

施行期日は平成28年4月1日、経過措置につきましては附則で定めております。

次に、議案第18号をお願いします。議案第18号由布市税特別措置条例の一部改正について、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を別記のように定める、平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面をお願いします。平成27年法律第49号による地域再生法の一部改正に伴い、地方活力向上地域における固定資産税について税率の特例を定める等の条例の改正を行うものです。一部、条例整備を行うものもございます。

第1条は趣旨について説明しております。第2条は、固定資産税の不均一課税であります、「振興山村地域」を「産業振興施策促進区域」に改めるものであります。

第3条の工業導入地域における固定資産税の課税免除及び第4条の重点整備地区における固定資産税の課税免除については、適用がないため削除するものです。

第5条については、過疎地域における固定資産税の課税免除についての一部改正であり、第3条、第4条の削除による条の繰り上げで、3条にするものでございます。

第6条の同意集積区域における固定資産税の課税免除を第4条に、第5条は地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税について、税率の特例を設ける改正であります。

第7条及び第8条、9条、第10条については、条の繰り上げによる改正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第19号について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（森山 金次君） 教育次長でございます。

それでは、議案第19号について詳細説明をさせていただきます。議案第19号由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正について、由布市立学校施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年2月25日提出、由布市長。

本条例の改正につきましては、学校統廃合による廃校となる施設の屋内運動場等について、教育委員会が行政財産として引き続き管理している間、廃校前と同様の手続及び使用料により使用の許可を行うものでございます。

ページをめくっていただき、新旧対照表で説明いたします。まず、題名を「由布市立学校施設等の管理に関する条例」に改めます。第1条の「体育館等」を「屋内運動場等」に改め、次に、「学校統廃合により廃校となった施設であって、教育委員会が定めるもの」を加えます。これは、教育委員会が廃校後も行政財産として管理についての権限を有するものを対象としています。

第3条の利用許可については、廃校となった施設は校長がいないことから、校長の事前承認の対象外としております。

また、この条例は、教育委員会が管理する施設について定める条例でありますので、第9条中の規則を教育委員会規則に改めます。

次のページでございます。別表につきましては、廃校となる大津留小学校及び湯平小学校の項を削り、新たに、一番下の学校統廃合により廃校となった施設の屋内運動場の項を加え、その使用料については小学校と同様にしております。

施行日につきましては、平成28年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第20号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（大久保 篤君） 消防長です。

議案第20号の詳細説明を行います。議案第20号由布市火災予防条例の一部改正について、由布市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年2月25日提出、由布市長。

平成27年総務省省令で対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が出ました。その公布のために、この対象火気省令が、平成14年に施行され10年以上が経過しましたので、当初に想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、それらの対応を図るため、当設備及び器具に係る離隔距離、火災予防上安全な距離に関する規定を整備するものでございます。

これに伴い、由布市の火災予防条例の別表第3を改正するものであります。

施行は平成28年4月1日としております。

裏面から、別表第3の案と新旧対照表を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（溝口 泰章君） ここで暫時休憩します。再開は13時といたします。

午後0時13分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

次に、議案第21号から議案第44号まで、続けて詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（森山 金次君） 教育次長でございます。議案第21号から議案第44号について詳細説明を申し上げます。

湯布院町地域の集会所及び自治公民館施設の指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない指定管理者の選定をしております。現在の指定管理者受託者は各自治区ですが、引き続き、各自治区を指定管理者として指定し、当該施設の管理運営を行うものでございます。

それでは、議案第21号から説明を申し上げます。議案第21号中依地区集会所の指定管理者

の指定について、中依地区集会所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成28年2月25日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地でございます。中依地区集会所、湯布院町中川330番地。

2、指定管理者、中依自治区自治委員でございます。

3、指定管理期間、平成28年4月1日から平成38年3月31日まででございます。

4、指定条件、①といたしまして、施設の管理は、指定管理協定にもとづいて行う。②、指定管理者が法令及び指定管理協定に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行うとなっております。

資料といたしまして、選定委員会の報告書、指定管理運營業務仕様書、指定申請書、協定書の案を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

次の議案第22号から44号までは、指定管理期間、指定条件及び添付資料について、議案第21号と同一内容でございますので省略させていただきたいと思います。

議案第22号佐土原地区集会所の指定管理者の指定について、施設名及び所在地は、佐土原地区集会所、由布市湯布院町川上854番地3、指定管理者は佐土原自治区でございます。

次の議案第23号をお願いいたします。山崎地区集会所の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、山崎地区集会所、由布市湯布院町川南1162番地7、指定管理者、山崎自治区自治委員でございます。

議案第24号平地区集会所の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、平地区集会所、由布市湯布院町川南1667番地1、平自治区自治委員でございます。

議案第25号鮎川地区集会所の指定管理者の指定について、1、施設名及び所在地、鮎川地区集会所、由布市湯布院町川西4057番地1、2、指定管理者、鮎川自治区自治委員でございます。

議案第26号上津々良地区集会所の指定管理者の指定について、1、施設名及び所在地、上津々良地区集会所、由布市湯布院町川西3411番地1、指定管理者、上津々良自治区自治委員でございます。

次に、議案第27号小平地区集会所の指定管理者の指定について、1、施設名及び所在地、小平地区集会所、由布市湯布院町下湯平1509番地2、指定管理者は小平自治区自治委員でございます。

続きまして、議案第28号水地地区集会所の指定管理者の指定について、1、施設名及び所在地は、水地地区集会所、由布市湯布院町中川1765番地2、2、指定管理者、水地自治区自治委員でございます。

続きまして、議案第29号中島地区集会所の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、

中島地区集会所、由布市湯布院町川上1145番地2、指定管理者、中島自治区自治委員でございます。

続きまして、議案第30号槐木地区集会所の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、槐木地区集会所、由布市湯布院町川西1279番地、指定管理者、槐木自治区自治委員でございます。

次に、議案第31号東石松地区集会所の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、東石松地区集会所、由布市湯布院町川南494番地2、指定管理者東石松区区长でございます。

続きまして、議案第32号石光地区集会所の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、石光地区集会所、由布市湯布院町川北1243番地2、指定管理者、石武自治区、光永自治区代表自治委員でございます。

続きまして、議案第33号西石松地区集会所の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、西石松地区集会所、由布市湯布院町川南387番地1、指定管理者、西石松自治区自治委員でございます。

続きまして、議案第34号塚原地区自治公民館の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、塚原地区自治公民館、由布市湯布院町塚原510番地2、指定管理者、塚原自治区自治委員でございます。

続きまして、議案第35号並柳地区自治公民館の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、並柳地区自治公民館、由布市湯布院町川上643番地1、指定管理者、並柳自治区自治委員でございます。

続きまして、議案第36号若杉地区自治公民館の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、若杉地区自治公民館、由布市湯布院町川上185番地1、指定管理者、若杉自治区自治委員でございます。

続きまして、議案第37号荒木地区自治公民館の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、荒木地区自治公民館、由布市湯布院町川北241番地1、指定管理者、荒木自治区自治委員でございます。

続きまして、議案第38号畑地区自治公民館の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、畑地区自治公民館、由布市湯布院町下湯平582番地2、指定管理者、畑自治区自治委員でございます。

続きまして、議案第39号内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、内徳野地区自治公民館、由布市湯布院町川西826番地4、指定管理者、内徳野自治区自治委員でございます。

続きまして、議案第40号由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定について、施設名

及び所在地、由布市石武農民研修センター、由布市湯布院町川北1244番地1、指定管理者、石武自治区、光永自治区代表自治委員でございます。

続きまして、議案第41号由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定について、施設名及び所在地、由布市下湯平農民研修センター、由布市湯布院町下湯平2500番地1、指定管理者は幸野自治区自治委員でございます。

続きまして、議案第42号由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、由布市前徳野農業研修所、由布市湯布院町川西2220番地1、前徳野自治区自治委員でございます。

議案第43号由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、由布市湯平農業研修所、由布市湯布院町湯平1033番地、指定管理者、湯平1自治区自治委員でございます。

続きまして、議案第44号由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定について、施設名及び所在地、由布市奥江地区研修施設、由布市湯布院町川西1981番地、指定管理者、奥江自治区自治委員。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第45号から議案第51号まで、続けて詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。議案第45号から51号について詳細説明を申し上げます。

最初、45号でございます。議案第45号市道路線（中学校北3号線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。

路線名、中学校北3号線、起点、由布市湯布院町川北1049番3地先、終点、由布市湯布院町川北1190番1地先、平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。認定区間につきましては、図面中央に、縦に太字の矢印を記してございます。

区間でございますが、図面中央上の市道石武2号線接道部を起点として、中央下の市道中学校北2号線に通じる延長173.9メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

なお、本議案第45号から48号につきましては、平成27年第3回定例会で市道認定の請願が採択された路線でございます。

次、46号でございます。議案第46号市道路線（荒木代線）の認定について、以下2行につきましては、先ほどの議案第45号と同様でございますので、議案第55号まで省略させていただきます。

路線名、荒木代線、起点、由布市湯布院町川北22番1地先、終点、由布市湯布院町川南69番5地先、平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。区間でございますが、図面右上の市道乙丸田中市線接道部を起点として、左下の市道川西岳本線に通じる延長600.3メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

議案第47号市道路線（前無田線）の認定について、路線名、前無田線、起点、由布市湯布院町川北308番1地先、終点、由布市湯布院町川北73番1地先、平成28年2月25日提出、由布市長。

位置図をお願いします。区間でございますが、図面左上の市道石武2号線接道部を起点といたしまして、右下の、今回の議案46号市道荒木代線に通じる延長343.9メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

続きまして、議案代48号市道路線（宮尻線）の認定について、路線名、宮尻線、起点、由布市湯布院町川上2411番1地先、終点、由布市湯布院町川上2435番2地先、平成28年2月25日提出、由布市長。

位置図をお願いいたします。区間でございますが、図面中央上の市道乙丸津江線接道部を起点として、右下の市道六所線に通じる延長312.4メートルの道路を新たに市道として管理するものでございます。

次は、議案第49号でございます。議案第49号市道路線（小野屋瀬口線）の認定について、路線名、小野屋瀬口線、起点、由布市庄内町西長宝1884番3地先、終点、由布市庄内町東大津留29番4地先、平成28年2月25日提出、由布市長。

本議案49号、50号の認定議案2件と、議案第51号の廃止議案1件につきましては、県から市へと移管される計画の現県道の整備等が整いましたので、県代行事業により事業実施いたしました市道天神山猪野中尾線ほかの県道移管に伴う認定廃止でございます。

裏面の位置図をごらんください。そのまま縦に見ていただいた場合、右上から左中にかけて点線で記載しておりますが、そこが県道となる路線でございます。

本議案の認定区間でございますが、図面右上の県道小野屋停車場線接道部を起点といたしまして、左中央の県道別府庄内線に通じる現県道1,880メートルを新たに市道として管理するものでございます。

続きまして、議案第50号市道路線小野屋畑田線の認定について、路線名、小野屋畑田線、起点、由布市庄内町西長宝1880番1地先、終点、由布市庄内町畑田205番3地先、平成28年2月25日提出、由布市長。

また、裏面の位置図をお願いいたします。区間でございますが、図面右上の県道小野屋停車場

線接道部を起点といたしまして、右下の県道田野庄内線に通じる現県道東長宝西線、延長2,070.6メートルを新たに市道として管理するものでございます。

最後に51号でございます。議案第51号市道路線（天神山猪野中尾線）の廃止について、市道路線を次のように廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。路線名、天神山猪野中尾線、起点、由布市庄内町畑田200番2地先、終点、由布市庄内町畑田1121番4地先、平成28年2月25日提出、由布市長。

裏面の位置図をお願いいたします。区間でございますが、図面右下の県道東長宝西線接道部を起点として、中央下の市道天神山長野線に通じる現延長549.0メートルを県道移管に伴い廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第52号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 総合政策課長です。

議案第52号について詳細説明をいたします。議案第52号連携協約の協議について、大分市及び由布市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を別記のとおり締結したいので、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成28年2月25日提出、由布市長。

連携中枢都市圏構想につきましては、市町村が単独であらゆる公共施設等をそろえるといったフルセットの行政から脱却し、新たな広域連携を行うことであり、地方公共団体間で柔軟な連携を可能とする仕組みとして、連携協約を締結できるようになりました。

連携協約の締結に関しては、協議について議会の議決が要件となっております。

連携協約の内容についてでございますが、連携協約への規定事項は、1、連携協約を締結する連携中枢都市及び連携する市町の名称、2、都市圏形成の基本的な目的、3、連携中枢都市及び連携市町がさまざまな分野で連携を図る旨の基本方針と連携する取り組みとなっており、連携する取り組みは、一つ目に圏域全体の経済成長、二つ目に高次の都市機能の集積、三つ目に圏域全体の生活関連機能サービスの向上であり、これら3項目についての取り組みを記載することになっております。

また4として、連携中枢都市の市町と連携市町の長は、定期的な協議を行うことも記載することになっております。

それでは、議案を1枚めくっていただきまして、初めのページをごらんください。大分市と連携する由布市が1対1で取り交わす連携中枢都市圏形成に係る連携協約であります。

第1条、目的として、連携中枢都市圏構想を推進するに当たり、甲及び乙、すなわち大分市及び由布市が、それぞれ役割を分担して住民が安心して快適に暮らすことができる圏域を形成する

ことを目的とするとしております。

第2条、基本方針として、甲及び乙は、第3条に規定する事務において、相互に役割を分担して連携を図るものとするとしております。

第3条、連携を図る事務並びに取り組み内容及び役割分担では、甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図る事務について、その取り組み内容及び役割分担は次に掲げるとおりとするということで、大きく3つの項目について基本連携項目を計31項目記載しております。

初めのページで言えば、(1)圏域全体の経済成長の牽引が大きな項目の一つです。その中の基本連携項目としまして、小さな1で、圏域を構成する各市町の特性を十分に生かした、経済成長のための経済戦略の策定及び産学金官民一体となった体制整備について、「a 取組内容」、「b 役割分担」という形で記載されております。

以下、それぞれの基本連携項目ごとに、「a 取組内容」と「b 役割分担」という順で記載されておまして、1枚めくっていただきますと、中段より少し下に(2)として記載しておりますが、大きな項目の2、高次の都市機能の集積・強化、それから、さらに1枚めくっていただきますと、初めの行に記載しておりますが、大きな項目3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上について、これらも同じ形式で、それぞれの基本連携項目に沿って、「a 取組内容」、「b 役割分担」という形で記載されております。

終わりから2ページ目をごらんいただきたいと思います。第4条の費用分担として、前条に規定する事務を処理するために要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定めるとしており、事務処理のための費用分担については、甲である大分市と乙である由布市が協議して、取り組み項目ごとに必要があれば、個別に定めることとしております。

また、第5条の協議として、甲及び乙の長は、連絡調整を図るため毎年度協議を行うものとするとしております。

第6条では、連携協約の変更及び廃止として、この連携協約を変更し、または廃止しようとするときは、甲及び乙は協議するものとする、この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、議会の議決を経るものとするとして規定をしております。

以上で連携協約の協議についての説明とさせていただきます。

その他参考資料としまして、大分都市広域ビジョン(案)を配付させていただいておりますので、御参照をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長(溝口 泰章君) 次に、議案第53号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長(梅尾 英俊君) 総務部長です。

議案第53号について詳細説明申し上げます。議案第53号由布市と日田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づ

き、証明書等の交付等に係る事務を別記の規約により日田市との間で相互に委託する協議について、同条第3項の規定により議会の議決を求める。平成28年2月25日提出、由布市長。

本議案は、これまで大分県内の12市3町と相互に事務委託を行っております、大分広域窓口サービスについて、平成28年7月1日から、日田市と相互に委託を行おうとするものであり、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、裏面以降に委託に関する規約を添付しております。

説明は以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第54号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長です。

54号から59号までが補正予算となっております。私のほうからは、一般会計のみ説明をさせていただきます。

一般会計補正予算（第5号）をお開きください。議案第54号平成27年度由布市一般会計補正予算（第5号）、平成27年度由布市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ297万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ186億3,796万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。

平成28年2月25日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。今回の補正は、交付金等の確定によるものや、年度末を控えての調整、国の平成27年度補正予算追加に伴う事業も組み込んだ補正をお願いするものです。

次に、5ページをお開きください。第2表繰越明許費補正です。5ページから6ページに31件の繰越明許をお願いをしているところであります。

次に、3表の債務負担行為です。7ページをお願いします。今回、個人番号のカード事務委任交付金の1件をお願いしております。

8ページの第4表地方債補正については追加が1件、9ページに変更が8件ありますので、この分をお願いをしております、総額が33億596万8,000円をお願いするものとなっております。

次に、10ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入で、11ページが歳出になっております。一般財源の歳入について御説明を申し上げます。

13ページからになります。上段の3款利子割交付金から15ページの11款地方交付税までは、県からの確定通知による補正となっております。一番下の15款国庫支出金は、右の区分の4にあります国民健康保険費の増額、それから17ページ一番上の区分1の特定防衛施設周辺整備事業の増加、それから区分2の総務費補助金として、個人カードの交付金等が主な歳入となっております。社会保障の税番号システムの改修補助金については、入札残によって減額をしておるところであります。

それから、下から2段目の県支出金のところであります。これについては、区分1の国民健康保険の負担金、国民健康保険基盤安定事業が入っておるということであります。県負担金の分です。

それから、あとはずっと飛ばします。25ページをお願いします。ここからは歳出となっております。事業費の確定、それから実績見込みにより減額を主に行っております。また、人件費の2節給料から4節の共済費についても実績見込みに基づき調整を行っておりますので、以下について説明は省略させていただきます。

歳出の款項ごとの説明については、増額の主なものについて行います。なお、減額については、入札減や事業実績、事業の延期や縮小によるものとなっておりますので省略させていただきます。

事業別説明の財源内訳欄の国県支出金とその他の詳細内訳は、補正予算概要書の4ページ以降に掲載をしておりますので御参照していただきたいと思っております。

それでは、1款議会費1項1目、区分1、右側の区分1の議会費1,490万円の減額につきましては、議員の2名減によることで精査したものとなっております。

31ページをお願いします。下段の2款総務費1項7目、区分1の行政事務情報化推進事業につきましては、インターネットによる情報の流出事案対策を行うものとなっております。

次に、35ページをお願いします。3項1目、事業区分1の個人番号カード交付金事業として609万7,000円をお願いしているところであります。

41ページをお願いします。中段の3款民生費1項3目の障がい者福祉費、右側の区分1の自立支援事業の1億1,488万5,000円は、利用者や利用回数の増による増額、それから過年度の精算金による返納金となっております。

下段の4目国民健康保険事務費、右側の区分1の4,478万6,000円の増額については、国民健康保険基盤安定基金への繰出金が主なものとなっております。

次に、43ページをお願いします。5目、一番上の上段の5目です。後期高齢者医療事務費、右側、区分1の1,441万円の増額については、療養給付費の見込み額の増と基盤安定負担金の

確定によるものとなっております。

45ページをお願いします。中段の2項2目子育て支援費、区分1の保育所活動推進事業の264万1,000円は、国の制度改正により、多子・ひとり親世帯保育料の軽減システムの導入による委託料となっております。

次に、55ページをお願いします。6款1項3目農業振興費、右のページの上の段、区分3の担い手確保・経営強化支援であります。この1,800万円は、農事組合法人に対する施設等の整備費補助金となっております。あとの減額については、精査したものとなっております。

59ページをお願いします。下の段の6款2項1目林業振興費です。これの右側の区分1の鳥獣害被害総合対策事業です。これは、有害鳥獣——イノシシとか鹿ですね——この捕獲事業に対する補助金ということで、捕獲頭数がふえたことにより、1,100万円ほど増額をお願いしているところであります。

61ページです。3段目です。7款商工費1項3目観光費です。右側の区分2の観光振興整備事業、これ、地方創生加速化交付金を利用しておりますが、これは、回遊型観光促進事業費の補助金ということで、由布市をPRするプロモーションビデオを作成する、そういう委託費となっております。

79ページをお願いします。

一番上の段の12款公債費1項1目です。元金、これについては、平成26年度の事業において、事業の繰り越しが多くなり、借入れが少なくなったことによる減額です。

中段の2目利子については、借入れ利子が、当初見積もっていたより低率で借入れを行ったことによる減額となっております。

一番下の段の13款2項1目の基金費、区分1の基金積立事業です。これにつきましては、6,166万4,000円の増額となっておりますが、歳入のときに御説明をいたしました、国庫補助金や県補助金等が増加し、それと、起債対象となった事業もあったことから、歳入が上回ったということによって、当初予算時に取り崩しを行いました財政調整基金への積み立てをしておるところであります。

それから、みらいふるさと基金とまちづくり支援自動販売機基金事業の歳入は、それぞれの指定寄附を積み立てているところであります。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第55号及び議案第56号について、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 尚登君） 健康福祉事務所長です。

最初に、議案第55号をお願いいたします。議案第55号平成27年度由布市国民健康保険特

別会計補正予算（第2号）、平成27年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,806万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ51億9,091万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年2月25日提出、由布市長。

事項別明細書、6、7ページをお願いいたします。歳入です。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税ですが、4節から6節の滞納繰り越し分については、繰り越し見込み額により減額するものです。

8、9ページ下段をお願いします。13款1項1目一般会計繰入金1節保険基盤安定繰入金6,384万5,000円は、平成30年度施行の国保制度改革に伴う国の財政支援拡充による増額です。

次に、歳出をお願いします。12、13ページ上段です。2款1項1目一般被保険者療養給付費19節負補交、一般被保険者分支払診療報酬負担金2億2,278万8,000円は医療費の増加に伴うもので、大きな要因といたしましては、高額なC型肝炎新治療薬が5月及び9月に保険適用されたことにより、調剤費が全国的に大きく伸びたことによるものです。

14ページ、15ページ中段、2款2項1目一般被保険者高額療養費19節負補交、一般高額療養費負担金4,171万8,000円は、先ほど説明いたしました高額な薬剤の発売が始まったことによる増額補正です。

4項1目出産育児一時金19節負補交の減額は、出産育児一時金対象者の減によるものです。

続きまして、18から21ページかけまして、6款1項1目介護納付金、7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金の19節負補交の減額につきましては、それぞれ額の決定によるものでございます。

22、23ページ下段、9款1項1目基金積立金25節積立金、国民健康保険基金積立金は、療養給付費が伸びたことにより積立金を減額するものです。

議案第55号は以上でございます。

続きまして、議案第56号をお願いいたします。議案第56号平成27年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、平成27年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ633万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,829万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正

による。平成28年2月25日提出、由布市長。

事項別明細書、6、7ページをお願いいたします。歳入です。1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、1月時点の特別徴収、普通徴収調定額をもとに収納見込み額を算出し補正額を計上しています。

3款1項一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定事業の変更交付申請によるものでございます。

次に、歳出ですが、8、9ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負補交は、保険料の減額に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第57号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。

議案第57号について詳細説明を申し上げます。議案第57号平成27年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、平成27年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,072万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,500万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成28年2月25日提出、由布市長。

内容につきましては、事項別明細書で御説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、3款1項国庫補助金2,286万4,000円、この減額につきましては、庄内簡易水道導送水管布設工事ほかの入札減等によるものでございます。

続きまして、5款2項基金繰入金1,380万4,000円、この増額につきましては、市債借り入れ額の減額の補填によるものでございます。

8款1項市債7,110万円の減額につきましても、入札減等による事業費減によるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目総務管理費の区分1総務管理費27節公課費508万6,000円の減額につきましては、消費税の確定申告を行ったことによるものでございます。

また、1款1項3目建設改良費、区分1水道統合事業15節工事請負費6,502万1,000円ほかの減額につきましても、歳入でも御説明いたしましたように、庄内簡易水道導送水管布設がえ工事ほかの入札減等による事業費減によるものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第58号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 尚登君） 健康福祉事務所長です。

議案第58号をお願いいたします。議案第58号平成27年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）、平成27年度由布市の健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3,200万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年2月25日提出、由布市長。

事項別明細書、8、9ページをお願いいたします。1款1項2目施設管理費11節需用費ですが、燃料代の値下がりによりまして、燃料費200万円を減額するものでございます。

それに伴いまして、6、7ページで歳入の一般会計繰入金を同じく200万円減額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第59号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。

議案第59号について詳細説明を申し上げます。議案第59号平成27年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）。

総則、第1条、平成27年度由布市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成27年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款の項目と補正予定額、計のみ読み上げさせていただきます。収入、第1款水道事業収益、補正予定額1,289万8,000円、計6億306万3,000円、支出、第2款水道事業費用、補正予定額マイナス1,183万2,000円、計6億3,090万2,000円。

2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足する額2億1,089万6,000円」を「不足する額2億266万8,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金2億1,089万6,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2億266万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第3款資本的収入、補正予定額マイナス2,938万9,000円、計2億1,565万6,000円、第4款資本的支出、補正予定額マイナス3,761万7,000円、計4億1,832万

4,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第4条、予算第9条に定めた経費を次のように改める。1、職員給与費、補正予算額11万円、計7,449万4,000円。平成28年2月25日提出、由布市長。

内容につきましては、補正予算説明書で御説明いたします。5ページをお願いいたします。5ページでございます。1款2項2目1節一般会計補助金1,749万9,000円の減額ですが、主な理由といたしましては、充当先の歳出、委託料の減額によるものでございます。

また、6目1節資本費繰入収益2,942万3,000円の増額につきましては、地方公営企業法の見直しにより、建設企業債償還のために繰り入れた一般会計補助金が収益化できることになったことによるものでございます。

次に、収益的支出でございます。2款1項1目15節委託料1,614万8,000円の減額につきましては、事業量の変更によるものでございます。また、5目32節有形固定資産減価償却費912万円の増額につきましては、平成26年度取得分の計上によるものでございます。

当初予算では、平成26年度決算前のため、平成26年度取得分は計上されておられません。

次に、7ページでございます。資本的収入でございます。3款1項1目1節建設企業債2,000万円の減額につきましては、充当先の歳出委託料の減額によるものでございます。

また、2目1節県補助金1,000万円の減額につきましては、充当先の歳出、工事請負費の減額によるものでございます。

8ページをお願いします。次に、資本的支出でございます。4款1項1目15節委託料2,040万5,000円の減額につきましては、事業量の変更及び入札減によるものでございます。

また、30節工事請負費1,732万2,000円の減額につきましては、老朽管更新工事等の入札減によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 各議案の詳細説明が終わりました。

なお、議案第60号から議案第67号までの予算8件については、この後、設置予定の予算特別委員会の中で詳細説明を求めます。

お諮りします。先ほど上程しました諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、直ちに全員による

審議とすることに決定いたしました。

では、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、諮問第1号を採決します。本案は原案のとおり適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって本案は原案のとおり適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、諮問第2号を採決します。本案は原案のとおり適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって本案は原案のとおり適任と答申することに決定しました。

日程第79. 予算特別委員会の設置及び付託

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第79、予算特別委員会の設置及び付託を議題とします。

お諮りします。議案第60号から議案第67号までの平成28年度会計予算8件については、19人の議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第67号までの平成28年度会計予算8件については、19人の議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

ただいま決定のとおり、議案第60号から議案第67号までの8件については、会議規則第37条第1項の規定により予算特別委員会に付託します。委員会での慎重審査をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午後1時57分休憩

.....

午後1時57分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

休憩中に予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に届いていますので報告します。

委員長に新井一徳君、副委員長に廣末英徳君、以上のとおり互選された旨、報告がありました。

----- . ----- . -----

○議長（溝口 泰章君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、3月1日午後1時30分から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは、あすの正午まで、当初予算を除く質疑の発言通告書の提出締め切りは3月2日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後1時58分散会
